#### 東京都板橋区養護児童グループホーム制度実施要綱

(令和4年3月28日区長決定)

(目 的)

第1条 養護児童グループホーム(以下「グループホーム」という。)制度は、現に児童養護施設(以下「本体施設」という。)を運営している法人の支援のもと、本体施設から独立した地域社会の民間住宅等を活用して近隣住民との適切な関係を保持しつつ、より家庭的な環境の中で養護を実施することにより、子どもの社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、グループホームとは、本体施設から独立した家屋に おいて子どもを養育する施設で、次の各号に掲げるものをいう。
  - (1) 施設分園型グループホーム 本体施設に入所する子どものうちおおむね6 名の子どもを入所させるグループホーム(以下「分園型ホーム」という。)
  - (2) 地域小規模型グループホーム 「地域小規模児童養護施設の設置運営について」(平成12年5月1日付児発第489号厚生省児童家庭局長通知。以下「地域小規模通知」という。)に定める条件を満たす「地域小規模児童養護施設」であり、定員が本体施設とは別に6名であるグループホーム(以下「地域小規模型ホーム」という。)
  - (3) 小規模グループケア地域型ホーム 「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」(平成17年3月30日付雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「小規模ケア通知」という。)の別紙「児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱」(以下「小規模グループケア実施要綱」という。)に定める条件を満たし、本体施設に入所する子どものうちおおむね4名から6名までの子どもを入所させるグループホーム(以下「小規模グループケア地域型ホーム」という。)

(運営主体)

第3条 グループホームの運営主体は、すでに本体施設を運営する社会福祉法人等とする。

(対象児童)

- 第4条 グループホームの対象となる子どもは、養護に欠ける子どものうち、その生育歴、性向等から判断して、グループホームで養育することが望ましい子 どもとする。
- 2 小規模グループケア地域型ホームの対象児童は、前項に加えて小規模なグループによるケアが必要な児童とする。

(グループホームの設置基準)

- 第5条 グループホームの運営に当たっては、本体施設からの十分な支援が得られるものでなければならない。
- 2 グループホームは、本体施設から独立した家屋であり、本体施設を運営して

いる法人の所有家屋又は借家とする。

- 3 グループホームの設備は、子どもの居室、台所、浴室及び便所並びに日常生活に支障がないよう必要な設備を有し、職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態とする。
- 4 子どもの居室の床面積は、1人当たり4.95㎡以上(幼児については3.3㎡以上)としなければならない。ただし、居室の定員は、原則として、1居室当たり2人までとしなければならない。
- 5 入所している子どもの年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にしなければな らない。
- 6 グループホームの便所は、やむを得ない場合を除き男子用と女子用とを別に しなければならない。
- 7 グループホームは、居間、食堂等入所している子どもが相互交流することができる場所を有しなければならない。
- 8 グループホームは、子どもの保健衛生及び安全について配慮され、東京都条 例に基づく住宅用防災機器が設置されたものでなければならない。
- 9 グループホームに従事する職員は、原則として2名の専任職員(児童指導員 又は保育士の有資格者)及び日中業務における補助職員等(非常勤可)を配置 するほか、必要に応じてその他職員(非常勤可)を置くものとする。ただし、 小規模グループケア地域型ホームについては、小規模グループケア実施要綱の 6に基づき、グループホームに従事する専任職員のうち1名を小規模なグルー プによるケアを行う専任職員とし、日中業務における補助職員等に代えて管理 宿直等職員を配置することとする。

(グループホーム等支援員の配置)

第6条 グループホームには、東京都グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業実施要綱(平成28年9月16日付28福保子育第997号)に基づき、グループホーム及びファミリーホームを支援する職員(以下「グループホーム等支援員」という。)を配置しなければならない。

(指定申請及び指定協議)

- 第7条 施設長は、グループホームの実施を希望するときは、区長の指定を受けなければならない。
- 2 施設長は、分園型ホームの実施を新たに希望するときは、別記第1号様式により区長に対し、指定の申請を行うものとする。
- 3 施設長は、地域小規模型ホームの実施を希望するときは、別記第2号様式により区長に対し、指定の申請を行うものとする。
- 4 施設長は、本体施設で小規模グループケアの指定を受けることが困難なため、 小規模グループケア地域型ホームの実施を希望するときは、別記第3号様式に より区長に対し、指定の申請を行うものとする。

(区長のとるべき措置)

- 第8条 区長は、前条によりグループホームの実施の申請があった場合は、以下 の措置をとるものとする。
  - (1) 別記第1号様式により指定の申請を受けたときには、この要綱に定める要件のほか事業計画等を勘案の上、指定の可否を決定し、別記第4号様式により申請者に通知する。
  - (2) 別記第2号様式により指定の申請を受けたときには、この要綱及び地域小規模通知に基づいて内容を審査し、指定の可否を決定し、別記様式第5号により申請者に通知する。
  - (3) 別記第3号様式により指定の申請を受けたときには、この要綱、小規模ケア通知及び小規模グループケア実施要綱に基づいて内容を審査し、指定の可否を決定し、別記第6号様式により申請者に通知する。
- 2 区長は前項第1号に基づき指定された分園型ホームが次の各号のいずれかに 該当するときは、その指定を取り消すことができる。
  - (1) 前項の規定により、区長の指定を受けた分園型ホームを実施する施設(以下「実施施設」という。)の長から所在地の変更その他の理由により指定の取消の申請があったとき。
  - (2) 子どもの養育状況が不良であったとき。
  - (3) 正当な理由が無いにもかかわらず、子どもの数の実績が著しく不良なとき。
  - (4) その他区長が必要と認めたとき。
- 3 区長は、第1項第2号に基づき指定した地域小規模型ホームが、地域小規模 通知の指定要件に該当しなくなったときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 区長は、第1項第3号に基づき指定した小規模グループケア地域型ホームが、 小規模グループケア実施要綱の指定要件に該当しなくなったときは、その指定 を取り消すことができる。

(グループホームへの子どもの入所)

- 第9条 児童相談所長は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項 第3号による児童養護施設入所措置にあたり、グループホームでの養育が望ま しいと判断したときは施設長に対し、その旨の意見を付して入所措置を行うも のとする。
- 2 施設長は、前項の入所措置を受けたときは、当該の入所している子どもをグループホームに入所させるものとする。
- 3 施設長は、あらかじめ児童相談所長の意見を聴き、本体施設に入所している 子どもをグループホームに入所させることができる。

(経 費)

第10条 区は、グループホームの実施施設に対しては、別に定める基準に基づき必要な経費を支弁する。ただし、本体施設及び地域小規模型ホームを除くグループホームの措置費の算定に当たっては、地域小規模型ホームの定員は含まずに算定する。

2 グループホーム等支援員を配置している施設に対しては、東京都グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業補助要綱(平成28年9月20日付28 福保子育第999号)に基づきグループホーム等支援員の配置に必要な経費を 補助する。

(報告書の提出)

- 第11条 施設長は、当該グループホームの実績報告書を、該当年度の翌年度の 4月20日までに、分園型ホームについては別記第7号様式、地域小規模型ホ ームについては別記第8号様式、小規模グループケア地域型ホームについては 別記第9号様式により区長に報告しなければならない。
- 2 施設長は、前2項に定めるもののほか、グループホームの状況等の報告を区 長から求められた場合には、速やかにその求めに応じるものとする。 (施設整備に係る助成)
- 第12条 グループホームに係る施設整備費及び設備整備費の補助については、 別に定める。

(申請事項変更の届出)

第13条 施設長は、別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第3号様式に記載された事項に変更が生じたときは、別記第10号様式により遅滞なく区長に届け出なければならない。ただし、第8条第2項第1号に定める事由にかかるものについては、この限りでない。

(運営に当たっての留意事項)

- 第14条 施設長は、本事業の実施に当たっては、次の点に留意しなければならない。
  - (1) 運営に当たっては、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、学校及び入所している子どもの家庭等と密接に連携をとり、入所している子どもに対する自立支援が円滑かつ効果的に実施されるよう努めること。
  - (2) 本体施設からグループホームに移行する子ども及びその保護者に対しては、 事前にこのグループホームの目的及び内容を十分説明することにより、円滑 な運営が実施されるよう留意すること。
  - (3) 入所している子どもは、常に現員は定員と比較して1人を超えて下回らないようにすること(指定の直後を除く。)。
  - (4) 地域小規模型ホームは、本体施設に対する分園としての位置付けであることから、施設としての認可定員は、本体施設の定員と地域小規模型ホームを含むグループホームの定員を合算したものであること。
  - (5) 分園型ホームは、原則、新規の指定は行われないこと。ただし、児童自立 支援施設の提携型グループホームの開設及び既存グループホームの移転については、この限りではない。
  - (6) 地域における近隣関係については、子どもは地域において育成されるという観点に立ち、積極的に良好な関係を築くよう努めるとともに、本体施設は

本事業を通して地域の福祉の貢献に努めなければならない。 (委任)

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に東京都養護児童グループホーム制度実施要綱(平成14年12月6日付け14福子育第49号)により指定を受けているグループホームは、この要綱により指定を受けたものとみなす。

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

施 設 長 名

#### 施設分園型グループホーム指定申請書

東京都板橋区養護児童グループホーム制度実施要綱に基づき、施設分園型グループホームを実施したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 グループホーム名
- 2 所在地

最寄駅名

本園からの距離 m (徒歩 分)

3 土 地

面積 m<sup>2</sup> 1)自己所有 2)借 地

4 建物

 (1) 面積
 m²

 1)自己所有
 3)一戸建

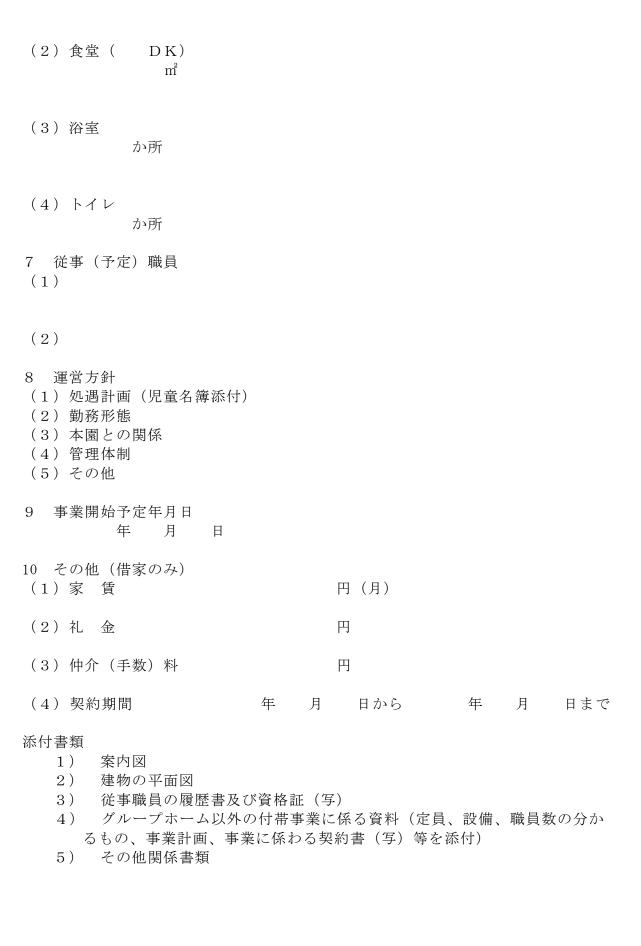
 2)借
 家

 4)共同住宅

- (2) 構造 造
- 5 定 員

人

- 6 設 備
- (1)居室
  - 1) 児童居室(居間、学習室を含む。) 室、延べ 畳(又は m²)
  - 2) その他の部屋



#### 地域小規模型グループホーム指定申請書

年 月	日
-----	---

(宛先) 東京都板橋区長

都道府県市名	
施設名	
#	

							<u> 他設長名</u>		
施	設 名				所在地	〒			
設	置主体					経営主体			
		本	本体施設の入所状況(事業開始年月日(予定)) 小規模施設の入所状況						
	定	: 員	į	暫定定	定員	3		現 員(事業開始	6年月日(予定)
			人		人		人		人
小	所在地	Ţ (Ŧ	=	)					
規	住居区	分	○印を記載	載):一戸建 <sup>、</sup>	て・職員宿舎	舎・アパート	、・その他[		]
模	所有状	沈			ホー	ム名			
施	建物の	構造	트						
設	建物面	積	(全体)	m	<sup>2</sup>				
の	建物利	用面	面積	m	å(うち子供	共の居室数	室	$m^2$ )	
状	居間、	食堂	<b>全</b> 等相互交	流コーナーの	設置の有無	無(○印を訂	2載): 有	無	
況	店員		人						
	規模施	設に	こ入所して	いる子供の状	: 況(事業開	開始年月日	(予定) ) >		
N	O. 年	齢	性別	-	子供の状況		保	装護者の状況	
	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
< <u>担</u>	当職員	の状	犬況 (事業	開始年月日	(予定))>	>			
N	NO. 年	齢	性別	配置状況(	○印を記載	) 資格	要件(○印を記)	載)※その他は具	・体的に記入
	1			常勤・非常勤	専任・兼	任 児童指導	[員・保育士・その	の他(	)
	2			常勤・非常勤	専任・兼	任 児童指導	[員・保育士・その	の他(	)
	3			常勤・非常勤	専任・兼	任 児童指導	[員・保育士・その	の他(	)
	4			常勤・非常勤	専任・兼	任 児童指導	[員・保育士・その	の他(	)
	5			常勤・非常勤	専任・兼	任 児童指導	[員・保育士・その	の他(	)
	6			常勤・非常勤	専任・兼	任 児童指導	[員・保育士・その	の他(	)
/ 1	<b>事</b> ₩1811	.ム <del>ケ:</del>	D II \						
< =	事業開始			H					
		年	月	日					

#### (記入上の注意)

- 1 「子供の状況」には、「高校2年在学中」等事業開始年月日(予定)の子供の状況を記入すること。
- 2 「保護者の状況」には、「父母行方不明」等事業開始年月日(予定)の保護者の状況を記入すること。
- 3 この協議書には、運営方針(処遇計画、勤務形態(勤務ローテンション表)、日課、スケジュール、本園との関係、管理体制等)、案内図、本体施設と地域小規模型との位置図(本園からの距離・所要時間・利用交通手段を記載すること。)、建物の平面図(各居室に㎡数と児童居室における児童の割当を記載すること。)、従事職員の履歴書及び資格証(写)、不動産関係書類(自己所有の場合は登記簿謄本等(写)、借家の場合は賃貸借契約書等)、その他関係資料を添付すること。

## 小規模グループケア地域型ホーム指定申請書

年 月 日

(宛先)東京都板橋区

施設長名

					1,-, 1, 1, 1, 1				
施設名					経営主体				
ホーム所在	地								
運営形態	本	体施設外	(徒歩	分又は自動車	亘で 分)				
施設全	体の入所り	児童数(事	業開始年月	日(予定))	F	職員数(事業開始	始年月日(予	定))	
定	員	人	現 1歳児	員 人 人	定	数  人	現	員	人
(暫定	定員	人)	2歳児 年 少 そ の	人 児 人 他 人	直接処遇聬	战員 人	直接処	遇職員	人
【小規模》	ゲループケ	ア地域型	ホームの設	備等の状況』(記	设置されているも	のに○を付ける	こと。)		
・台所	•食堂	•浴	室 • 便	所 ・玄関		•職員室			
•子供 <i>の</i>	居室の内	訳				・ホーム名			
個多	室、	2人部屋	室、3人部	3屋 室、4人部	7屋 室	•定員	人		
•建物 <i>0</i>	)構造(		) 専有	面積( 1	n²)うち子供の居	室数•面積(	室	$m^2$ )	
【対象と	なる子供	の状況】							
		年齢	性別	本体施設で	での入所期間	玛	見在の状況		

	年齢	性別	本体施設での入所期間		現在の状況
A児		男・女	年	か月	
B児		男・女	年	か月	
C児		男・女	年	か月	
D児		男・女	年	か月	
E児		男・女	年	か月	
F児		男・女	年	か月	

<sup>※</sup>現在の状況は別紙でも可

## 【担当予定者の状況】(事業開始年月日(予定))

氏 名	年齢	性別	児童指導員/保育士	常勤/非常勤	専任/兼任
		男・女			

### 【事業開始年月日】

年 月 日

【備考】

注)事業を開始する場合は、運営方針(処遇計画、勤務形態(勤務ローテンション表)、日課、スケジュール、本園との関係、管理体制等)、案内図、本体施設と小規模グループケア地域型ホームとの位置図(本園からの距離・所要時間・利用交通手段を記載すること。)、建物の平面図(各居室に㎡数と児童居室における児童の人数を記載すること。)、従事職員の経歴書及び資格証(写)、不動産関係書類(自己所有の場合は登記簿謄本等(写)、借家の場合は賃貸借契約書等)、その他関係資料を添付すること。

様

## 東京都板橋区長

施設分園型グループホーム指定承認書

年 月 日付けで申請のあった施設分園型グループホームの指定について、

する

下記のとおり指定

ことに決定したので通知します。

しない

記

- 1 グループホーム名
- 2 所 在 地
- 3 適用年月日

年 月 日

(指定しない理由)

様

#### 東京都板橋区長

地域小規模型グループホームの指定について (承認)

年 月 日付で申請のあった標記施設について、下記のとおり指定したので通知します。

記

- 1 グループホーム名
- 2 所 在 地
- 3 適用年月日
- 4 事業開始年月日

ただし、東京都板橋区養護児童グループホーム制度実施要綱及び児童福祉施設最低基準等の関係法令・通知が遵守されない場合は取り消すことがあります。

様

#### 東京都板橋区長

小規模グループケア地域型ホームの指定について(承認)

年 月 日付けで申請のあった標記ホームについて、下記のとおり指定 したので通知します。

記

- 1 グループホーム名
- 2 所 在 地
- 3 適用年月日
- 4 事業開始年月日

ただし、東京都板橋区養護児童グループホーム制度実施要綱及び児童福祉施設最低基準等の関係法令・通知が遵守されない場合は取り消すことがあります。

# 年度 施設分園型グループホーム事業実施報告書

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

施設名

施設長名

施	設名			所在地	Ŧ			
設	置主体				経営主体			
			本体施設の	)入所状況			グループホーム	 の入所状況
垃	至 員 (4	年度当初)	暫定定員	(年度当初)	現 員	(平 均)	現 員(平	均)
		人		人		人		人
	所在地	(〒	)					
グ	住居区	分(○印を記	<b>載):一</b> 戸建	とて・職員宿会	舎・アパー ]	ト・その他 [	- -	]
ルー	所有状态	兄			ホームネ	7		
ホ	建物の	<b></b>						
L	建物面	漬(全体)		$m^2$				
の状	建物利			m²(うち子供	共の居室数	字	$\leq$ m <sup>2</sup> )	
況			を流コーナー					
		X 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<b>4</b> //10	- BXE - 117	" (O)   C		13 %	
< t	ブループ	ホームに入戸	 Fしている子	 供の状況(年		>		
	O. 年			状況(年度末			 者の状況(年度末現	[在]
	1	11, 177/21	1 1/42	<u> </u>	()(11)	PNIX		<u> </u>
	2							
	3							
	4							
	5							
-	6							
<u> </u>	0							
< #I	3.3.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	カ						
	NO. 年			 (○印を記載	)	要件(○印)		休的に記入
	1	11, 177/21		動専任・兼				)
	2			動専任・兼				)
	3		常勤・非常			算・保育士	·	)
	4		常勤・非常			算・保育士	·	
	5		常勤・非常			算・保育士	·	
	6		常勤・非常			算・保育士		
	<u> </u>		111 <i>2</i> 77 7 7 m :	# TL /K	T Drætt	TA WHI	C *> IE/	

# (記入上の注意)

- 1 本体施設の「定員」及び「暫定定員」は年度当初の状況を記入すること。
- 2 本体施設及び地域小規模型グループホームの「現員(平均)」は当該年度の各月初日の在籍児童数の合計を平均した児童数を記入すること。
- 3 「子供の状況」には、「高校2年在学中」等年度末現在の子供の状況を記入すること。
- 4 「保護者の状況」には、「父母行方不明」等年度末現在の保護者の状況を記入すること。

## 年度 地域小規模型グループホーム実績報告書

年 月 日

)

)

(宛先)	東京都板橋区長	Ŀ

都道府県市名	
施設名	

施設長名

							旭武	<u> </u>		
施	設 名				所在地	〒				
設制	置主体	:				経営主体	Ż			
	本体施設の入所状況 地域小規模の入所状況							所状況		
定	員	(年度	度当初)	暫定定員(	年度当初)	現員	(平 均)	)	見 (平	均)
			人		人			人		人
小	所在均	₺ (テ	Ē	)						
規	住居区	公分	(○印を記載	載):一戸建	て・職員宿舎	舎・アパー	ト・その	他[		]
模	所有壮	<sup></sup> 尺況				ホーム	名			
施	建物の	)構造	生							
設	建物面	頑	(全体)	r	$n^2$					
$\mathcal{O}$	建物和	川用面	面積	r	n²(うち子供	共の居室数		室	$m^2$ )	
状	居間、	食営	<b></b>	流コーナーの	の設置の有無	無(○印を	記載):	有	無	
況	店員		人							
<小規模施設に入所している子供の状況(年度末現在)>										
NO	O. 年	三齢	性別	子供の状	大況 (年度末	現在)	保	護者の状況	(年度末現	在)
	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
<担当職員の状況(年度末現在)>										
		-齢	性別		(○印を記載	)  資格	要件(C	)印を記載)	※その他は具体	対に記入
	1			常勤・非常勤	動 専任・兼	任 児童指	導員・保育	育士・その他(		)
	2			常勤・非常勤	あ 専任・兼	任 児童指	導員・保育	育士・その他(		)
	3			常勤・非常勤	専任・兼	任 児童指	導員・保育	育士・その他(		)

#### (記入上の注意)

4

5

6

1 本体施設の「定員」及び「暫定定員」は年度当初の状況を記入すること。

常勤•非常勤

常勤・非常勤

常勤・非常勤

2 本体施設及び地域小規模型グループホームの「現員 (平均)」は当該年度の各月初日の在籍児童数の合計を平均した 児童数を記入すること。

専任・兼任 児童指導員・保育士・その他(

専任・兼任 児童指導員・保育士・その他(

専任・兼任 児童指導員・保育士・その他(

- 3 「子供の状況」には、「高校2年在学中」等年度末現在の子供の状況を記入すること。
- 4 「保護者の状況」には、「父母行方不明」等年度末現在の保護者の状況を記入すること。

#### 年度 小規模グループケア地域型ホーム実績報告書

年 月 日

(宛先)	東京都板橋区長
(/ []/ []/	

都道府県市名	
施設名	

施設長名

施設名		名			所在地	₹							
設置主体		E体				経営主体							
			本体施設の入所状況						ホ	ニームの	つ入剤	 斤状況	
	定」	員(年	度当初)	暫定定員(	年度当初)	現員	(平	均)	現	. 員	(平	均)	
			人		人			人					人
	所	在地(	Ŧ	)									
ホ	: 住居区分(○印を記載):一戸			載):一戸建	建て・アパート・その他 [				]				
所有状況				ホーム名									
ム 建物の構造			造										
の	建物	物面積	(全体)	r	n²								
状	世界の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の												
況	況 居間、食堂等相互交流コーナーの設置の有無(○印を記載): 有 無												
	定員     人												
<	小規	莫施設	に入所して	いる子供の料	犬況(年度末	<b>に現在)&gt;</b>							
	NO.	年齢 性別 子伯		子供のホ	の状況(年度末現在)			保護者の状況(年度末現在)					
	1												
	2												
	3												
	4												
	5												
	6												
<	担当時	職員の	状況(年度	末現在) >									
	NO.	年齢	性別	配置状況(	(○印を記載	) 資格	要件	(○印を記載	戏)※~	その他は	具体的	りに記入	
	1			常勤・非常勤	専任・兼	任 児童指導	算員・信	保育士・その	)他(			)	
	2			常勤・非常勤	専任・兼	任 児童指導	算員・信	保育士・その	)他(			)	
	3			常勤・非常勤	専任・兼	任 児童指導	算員・個	保育士・その	)他(			)	
	4			常勤・非常勤	専任・兼	任 児童指導	算員・信	保育士・その	)他(			)	
	5			営勤・非営単	専任・兼	任 児童指導	草昌・作	呆育士・その	)他(			)	

#### (記入上の注意)

6

1 本体施設の「定員」及び「暫定定員」は年度当初の状況を記入すること。

常勤・非常勤

2 本体施設及び地域小規模児童養護施設の「現員(平均)」は当該年度の各月初日の在籍児童数の合計を平均した児童数を記入すること。

専任・兼任 児童指導員・保育士・その他(

- 3 「子供の状況」には、「被虐待児童」、「高校2年在学中」等年度末現在の子供の状況を記入すること。
- 4 「保護者の状況」には、「父母行方不明」等年度末現在の保護者の状況を記入すること。

(宛先) 東京都板橋区長

施設名

施設長名

グループホーム指定申請内容変更届

年 月 日付け 第 号にて指定を受けた( 施設分園型・地域小規模型・小規模グループケア地域型 ) グループホーム(名称 ) の指定申請の内容に下記のとおり変更がありましたので届け出します。

記

変更項目	変更後	変更前